

平成 28 年 9 月 16 日公開の「大阪市港区役所庁舎清掃業務委託 長期継続」、「大阪市西淀川区役所庁舎清掃業務委託 長期継続」及び「平成 29 年度北消防署ほか 87 か所定期清掃業務委託」の3案件について、入札説明書等3に含まれる様式に誤りがありましたので、次のとおり修正しました。ご確認ください。

●「大阪市港区役所庁舎清掃業務委託 長期継続」

企画提案書等様式(港区)

修正箇所	誤	正
(様式 1) 研修実施報告書	(記入上の注意) ①実施期間については、平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までの実施状況について記入してください。	(記入上の注意) ①実施期間については、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの実施状況について記入してください。
(様式 4) 知的障がい者雇用計画書【継続雇用】	・なお、継続雇用する知的障がい者について、本人が継続雇用を望まなかった場合など提案数に満たない場合は、平成 29 年 7 月 1 日までに確実に充足することとします。 (その他) ・本業務について大阪市と契約締結を行った場合、平成 29 年 7 月 1 日までに次に掲げる事項を必ず行うこと。	・なお、継続雇用する知的障がい者について、本人が継続雇用を望まなかった場合など提案数に満たない場合は、平成 29 年 8 月 1 日までに確実に充足することとします。 (その他) ・本業務について大阪市と契約締結を行った場合、平成 29 年 8 月 1 日までに次に掲げる事項を必ず行うこと。
(様式 6) 知的障がい者就業支援企画書	上記のとおり知的障がい者の就業支援について企画し、平成 29 年 7 月 1 日までに支援体制を整備し、具体的な実施計画書を提出します。	上記のとおり知的障がい者の就業支援について企画し、平成 29 年 8 月 1 日までに支援体制を整備し、具体的な実施計画書を提出します。

●「大阪市西淀川区役所庁舎清掃業務委託 長期継続」

企画提案書等様式(西淀川区)

修正箇所	誤	正
(様式 1) 研修実施報告書	(記入上の注意) ①実施期間については、平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までの実施状況について記入してください。	(記入上の注意) ①実施期間については、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの実施状況について記入してください。
(様式 4) 知的障がい者雇用計画書【継続雇用】	・なお、継続雇用する知的障がい者について、本人が継続雇用を望まなかった場合など提案数に満たない場合は、平成 29 年 7 月 1 日までに確実に充足することとします。	・なお、継続雇用する知的障がい者について、本人が継続雇用を望まなかった場合など提案数に満たない場合は、平成 29 年 8 月 1 日までに確実に充足することとします。

	(その他) ・本業務について大阪市と契約締結を行った場合、平成 29 年 7 月 1 日までに次に掲げる事項を必ず行うこと。	(その他) ・本業務について大阪市と契約締結を行った場合、平成 29 年 8 月 1 日までに次に掲げる事項を必ず行うこと。
(様式 6) 知的障がい者就業支援企画書	上記のとおり知的障がい者の就業支援について企画し、平成 29 年 7 月 1 日までに支援体制を整備し、具体的な実施計画書を提出します。	上記のとおり知的障がい者の就業支援について企画し、平成 29 年 8 月 1 日までに支援体制を整備し、具体的な実施計画書を提出します。

●「平成 29 年度北消防署ほか 87 か所定期清掃業務委託」

企画提案書等様式(消防署)

修正箇所	誤	正
(様式 1) 研修実施報告書	(記入上の注意) ①実施期間については、平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までの実施状況について記入してください。	(記入上の注意) ①実施期間については、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの実施状況について記入してください。
(様式 4) 知的障がい者雇用計画書【継続雇用】	・なお、継続雇用する知的障がい者について、本人が継続雇用を望まなかった場合など提案数に満たない場合は、平成 29 年 7 月 1 日までに確実に充足することとします。 (その他) ・本業務について大阪市と契約締結を行った場合、平成 29 年 7 月 1 日までに次に掲げる事項を必ず行うこと。	・なお、継続雇用する知的障がい者について、本人が継続雇用を望まなかった場合など提案数に満たない場合は、平成 29 年 8 月 1 日までに確実に充足することとします。 (その他) ・本業務について大阪市と契約締結を行った場合、平成 29 年 8 月 1 日までに次に掲げる事項を必ず行うこと。
(様式 6) 知的障がい者就業支援企画書	上記のとおり知的障がい者の就業支援について企画し、平成 29 年 7 月 1 日までに支援体制を整備し、具体的な実施計画書を提出します。	上記のとおり知的障がい者の就業支援について企画し、平成 29 年 8 月 1 日までに支援体制を整備し、具体的な実施計画書を提出します。